

2009年11月9日 全2頁

CFD取引の税制

制度調査部

吉井 一洋 鳥毛 拓馬

雑所得として総合課税

[要約]

- 大和証券が CFD 取引の取扱いを開始した。
- わが国で現在取引されている日本株の指数や個別株の CFD 取引は、非上場デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引)に該当するため、個人が当該取引により得た所得は、雑所得として総合課税の対象となる。
- 取引の決済の都度、税務署に「先物取引に関する調書」が提出される。

1. 個人投資家のデリバティブ取引の税制（基本原則）

- 上場しているデリバティブ取引^{注1}については、20%の申告分離課税の対象となる。損失は3年間繰越可能（株式との損益通算、他の所得との損益通算は、ともに不可）。
- 非上場デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引)については、通常は雑所得^{注2}として、総合課税の対象。
 - (注1) 先物取引、指数先物取引、オプション取引及び2010年からはカバードワラントが対象。それ以外は非上場デリバティブ取引と同様の取扱いとなる。
 - (注2) 事業に該当する場合は事業所得となる。

2. CFD 取引の税制

図表 CFD 取引（非上場）の税制

利益発生時	・雑所得として総合課税
損失発生時	・雑所得内での損益の通算は可能 ・雑所得以外の各種所得金額からの損失の控除は不可能 ・申告分離課税となる先物取引に係る雑所得等との損益通算は不可能
損失の繰越	・不可能

(出所)各種資料を基に大和総研制度調査部作成

○わが国で現在取引されている日本株の指数や個別株の CFD 取引は、非上場デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引)に該当する(注3)。

(注3) 東京金融先物取引所が上場 CFD の導入を検討中。

○したがって、CFD 取引の差金決済をして生じた利益は、雑所得として総合課税の対象となる。

○CFD 取引の差金決済を通じて生じた損失は、雑所得内では損益の通算を行うことができると思われる。

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースター

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。レポートに記載された内容等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく修正、変更されることがあります。株式会社大和総研の親会社である株式会社大和証券ホールディングスと大和証券SMB C(株)及び大和証券(株)、株式会社証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。

- しかし、申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」との損益通算はできない。
- 決済の都度、CFD 取引業者から税務署長に「先物取引に関する調書」が提出されるのは上場しているデリバティブ取引の場合と同様である。この調書には、CFD 取引を行った者の氏名及び住所、決済の方法、数量、対価の額などが記載される。

3. 証券界の要望と税務当局の反応

- 証券界からは、店頭外為証拠金取引や CFD 取引についても、上場デリバティブ取引と同様に申告分離課税の対象とするよう要望をし続けている。
- これに対して、税務当局は、認められないとの回答であり、将来の金融所得課税一体化の際にも、一体化の対象からは除外する方向である。取引所取引と異なり、店頭デリバティブ取引については価格操作等の余地がある、などがその理由の模様である。
- しかし、CFD 取引の場合、対象は株価指数や上場株式の株価であり、取引も定型化されており、価格操作等の余地はほとんどないものと思われる。
- 東京金融先物取引所では、上場 CFD の導入を検討しているが、上場 CFD の場合は、上場デリバティブ取引として、20%申告分離課税の対象になるものと思われる。取引の仕組みは基本的には変わらない（と思われる）にもかかわらず、片や 20%の申告分離課税（繰越控除も可能）、片や雑所得として総合課税（損失の他の所得からの控除や繰越控除不可）では、税負担のバランスはとれていない。取引が定型化されており価格操作等の余地がほとんどない非上場 CFD については上場取引と同様に 20%申告分離課税としても差し支えないものと思われる。
- 株式関連のデリバティブは、株式そのものではないが、現物の株式のヘッジ取引などに用いることが考えられる。しかし、現在の税制では、上場株価指数先物取引や上場株券オプション取引であっても決済等による損益は現物の株式の損益と通算することが出来ず、ヘッジ効果を所得の計算に反映させることができない。一方で、信用取引は上場株式等の譲渡損益に含まれるため、売建てによるヘッジ効果を反映できる。上場株価指数先物取引、上場株券オプション取引、上場 CFD（株式関連）も同様に上場株式等の譲渡損益に含める取扱いが望まれる。その際には、上場 CFD 取引と仕組みが基本的に同じである（と思われる）非上場の CFD 取引（株式関連）も対象とすべきである。
- 少なくとも、金融所得課税一体化が実施される際には、対象となる金融所得には、上場デリバティブのみならず、取引が定型化されており価格操作等の余地がほとんどない非上場 CFD 等の非上場デリバティブから生じた所得も含めるべきであろう。